

州法銀行再建整理の経験は連邦預金保険制度に引き継がれたのか

—1930年代のネブラスカ州の破綻銀行再建を事例に—

山梨県立大学 黒羽雅子

1930年代以前アメリカ合衆国（以下「米国」）において、支払不能となり休業した銀行を整理する手法として採用されてきた伝統的なものは清算であった。国法銀行制度に「（会社）更生」ないし「再建（整理）」を意味する「reorganization」という破綻銀行整理手法についての初めての言及が見いだされるのは、1893年『通貨監督官年次報告書』で、制度創設より30年を経た時期である。1932年の同『報告書』には、国法銀行の破綻後に管財人が配置されたものの、後に支払い能力を回復し営業再開を果たした銀行の一覧が掲載されていて、それによれば、1886年から1932年までの約50年弱の間に、109の国法銀行が営業再開を果たしている。ただ、米国の国法銀行は上記の期間に2,735行が破綻しているの、そこに示された手法による営業再開の割合は破綻銀行数全体の約4%ということになる。この他の年次の『通貨監督官年次報告書』には、銀行再建に関する記述が極端に少ないことなどから見ても、国法銀行制度における銀行再建への取り組みは、1930年代以前はそれほど重要な位置を占めていなかったと言えよう。

国法銀行制度において、銀行再建手法の採用が活発化したのは、1933年3月の銀行休業日宣言以降のことである。1933年全国銀行休業日は、経済環境の極端な悪化の中で米国銀行制度が崩壊するという事態への緊急対応であったから、この時点での休業銀行の営業再開（再建）は、制度立て直しへの中心課題とならざるを得なかった。

米国の銀行整理と倒産法令との関係についての文献の多くは、1934年連邦預金保険公社の成立以降の整理手法の発展を対象としたものがほとんどで、連邦預金保険公社成立以前の銀行破綻処理の実際についての分析は不十分なままである。連邦の預金保険制度を通じた銀行整理・営業再開は連邦においては、全く新たな経験であった。さまざまな失敗を繰り返しながらも、州法下の銀行再建の多くは、地域コミュニティの需要を満たすべく、預金者・債権者および株主の協力のもとで進められ、営業再開と整理とを同時並行で実施してきた。連邦がこれらの経験を詳細に研究しているところから見ても、州法制度の経験が連邦の制度策定に何らかの寄与をしたであろうことは推測できる。

本稿では、米国における営業停止（休業）銀行の整理・再開手法の進展と議論を州法預金保険制度を採用し、様々な再建手法を試みてきたネブラスカ州を事例として考察する。同州には破綻処理関連の公文書の多くが残存し、閲覧可能な状態にある。これらの文書の分析を通じて、連邦預金保険法の銀行整理手法に何が引き継がれ、何が引き継がれなかったのか、その原因はなんであったかを明らかにする手がかりを提示したい。